

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算10件、条例4件の計14件であります。

まず、追第1号議案の一般会計補正予算は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に呼応し、物価高騰による家計負担の軽減をはじめとして、中小企業者や農業者、交通事業者等に対する支援を行うとともに、防災・減災及び国土強靱化に向けた公共事業の速やかな執行を図るなど、必要な対策を迅速かつ適切に講じるほか、去る10月16日付けの人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定等に要する経費を計上することとして、編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、480億3,028万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、9,935億2,557万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、県債、地方交付税等を充てることといたしました。

追第2号議案から追第10号議案までの9件は、特別会計及び企業会計における職員の給与改定のための補正予算であります。

追第11号議案は、令和7年1月1日から令和10年12月8日までの間、知事等の給料月額及び期末手当の額を減額するため、新たに条例を制定するものであります。

追第12号議案から追第14号議案までの3件は、人事委員会勧告等に基づき、職員の給与に関する条例など給与に関連する条例の一部を改正するものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。